

赤穂市財務会計システム更新構築業務仕様書

令和7年3月
兵庫県赤穂市

内容

1	業務の目的	- 1 -
2	業務概要	- 2 -
3	構築対象業務システム	- 3 -
3.1	システム機能要件	- 3 -
3.2	システムの連携要件.....	- 3 -
3.3	データセンター	- 4 -
3.4	動作環境.....	- 4 -
3.5	ユーザーインターフェース.....	- 5 -
3.6	データ移行	- 6 -
4	システム構築期間	- 7 -
5	運用保守	- 7 -
6	職員研修	- 8 -
7	成果物.....	- 8 -
8	自治体 DX への対応.....	- 9 -
9	見積と支払い条件	- 10 -
9.1	導入費用.....	- 10 -
9.2	運用保守費用（クラウド利用料）	- 10 -
10	秘密保持	- 10 -
11	その他特記事項について	- 11 -

別紙

赤穂市財務会計システム更新構築業務システム機能要件調査票

1 業務の目的

赤穂市（以下「本市」という。）では、平成 24 年度に現行財務会計システムを導入し、予算処理から決算処理までの事務の一元化及び省力化を図ってきました。しかしながら、近年の地方財政を取り巻く状況は年々厳しさを増してきており、歳出面における事務事業の実施状況をより詳細に把握しつつ、コストの削減と効率的な予算執行との両立が急務となっています。

また、今後予想される生産年齢人口の減少や地方行政事務の多様化・複雑化への対応等、地方自治体の持続可能な業務体制の構築を目指す上でも、行政のデジタル化を前提とした財務会計システムの再構築は必須な状況です。

このような状況から、今回の財務会計システム再構築においては、行政の要請である「統一的な基準による地方公会計の整備促進への対応」、社会の要請である「電子帳簿保存法とインボイス制度を前提とした財務処理」を前提としたデジタルベースの事務執行への転換による抜本的な BPR（業務改革）を行うことにより、行政の DX 推進のための内部事務基盤の整備を行う必要があるため、財務処理における帳票作成の本来の目的を再確認しつつ、電子決裁基盤を活用したペーパーレス化により、事務処理の効率化と省力化を進めるとともに、個々に独立している各業務を、財務会計システムを中心とした内部事務処理システムの一部ととらえ、データの連携、一元管理による内部事務基盤の統合を目指すこととしています。

さらに、内部事務のみならず、電子契約や電子請求書、eLTAX 等、行政の DX 推進及び社会の DX 推進への対応を想定する必要があります。

これらのことから、本事業に係る目的を次のとおり設定し、事業実施するものです。

【財務処理フローの再構築】

- ・ 一貫した財務データの一元管理による財務処理の徹底
- ・ 財務事務の紙ベースの事務執行からデジタルベースの事務執行への段階的な転換（財務システムが想定する事務フローへの転換）

【アナログ規制の見直しへの対応】

- ・ 行政手続のオンライン化やフロントヤード改革への対応（デジタルとアナログの両立）
- ・ キャッシュレスによる公金収納に係る業務フロー構築（キャッシュレス決済に係る業務フロー再構築、日々の調定額と収納代行業者からの振込金額確認の効率化等）

【自治体 DX を想定した財務会計システム運用体制の再構築】

- ・ 一貫した財務データの一元管理を起点とした抜本的な BPR（業務改革）と職員の意識改革
- ・ 次期財務会計システムの確実な定着を目的とした定期的な職員研修や、即応性が確保されたヘルプデスク等、システム運用のみならず、自治体 DX に対応した財務事務処理に係る継続的な業務サポート体制を構築可能なシステムベンダーの選定

2 業務概要

(1) 業務名

赤穂市財務会計システム更新構築業務

(2) 業務場所

兵庫県赤穂市役所本庁舎内 外

(3) 業務内容

- ・ 既存財務会計システム及び関連システムのデータ移行・システム構築
旧財務会計システムからのデータ移行・新財務会計システムの構築及びサブシステムの構築、運用確立
- ・ 運用保守業務
システム運用期間における運用・保守業務
- ・ 研修業務
マニュアルの提供、職員向け研修（システム操作、簿記等の財務処理に係る簡易な内容のもの等）、操作説明動画の提供

(4) 業務期間

契約締結から令和13年3月31日まで

（システム構築期間）

システム更新・構築業務、研修業務

令和7年5月1日（予定）～令和8年3月31日

（システム運用期間）

システム運用・保守業務、研修業務

令和8年4月1日～令和13年3月31日

3 構築対象業務システム

一般会計・特別会計・歳入歳出外現金・基金等を対象に、予算編成処理から予算執行を経て決算および決算統計に至るまで幅広い業務を一貫して処理を行い、公会計処理の一元管理が実現できるシステムの構築を行う。

また、自治体 DX に対応した財務事務処理の実現を目指す。

【業務範囲（提案システム範囲）】

- ・財務会計（公会計）システム
 - ・サブシステム（公会計処理の一元管理を想定した機能）
 - 起債管理
 - 源泉徴収管理
 - 実施計画（進捗管理）
 - 固定資産管理（物品（備品）管理機能含む）
 - 契約管理
 - 電子決裁機能＋財務文書管理機能
 - 電子請求書システムとの連携機能
- ※接続先請求書システムは「JP PINT」に対応するとともに、LGWAN-ASP との接続で稼働可能なサービスを想定すること

3.1 システム機能要件

- ・システム機能要件は別紙「赤穂市財務会計システム更新構築業務システム機能要件調査票」のとおり。
- ・別紙機能調査票に、導入システムでの対応可能状況を回答すること。
- ・なお、機能要件書記載機能は最低限必要な機能として記載しているため、それ以外の機能の搭載を拒むものではない。

3.2 システムの連携要件

- ・現行システムに加え、現在システム化していない業務についても、円滑に連携できるシステムの構築を目指すこと。また、各業務共通で使用するデータは一元管理し、かつ統一したコード体系を有すことで、各業務間のデータ連携が可能なものとする。また、本市において有益と思われるシステム及び機能があれば提供すること。
- ・以下に必要と考える連携機能を記す。なお、システム更新作業の中で、下記連携機能以外で連携必須と判明したデータの連携機能の構築についても、本業務内で対応すること。

【必要と考える連携機能】

- ・指定金融機関等への口座振込支払いデータ出力機能
- ・企業会計等、更新対象財務会計システム管理外の会計からの決算情報取込機能
- ・総務省電子調査票システムへの決算統計データ出力機能
- ・既存給与システムからの支払いデータ取込機能
- ・兵庫県電子入札システム入札情報の取込・連携機能

3.3 データセンター

- ・ 構築対象業務システムはデータセンターに設置し、使用する回線は赤穂市既設 LGWAN 回線経由を原則とすること。
- ・ データセンターは本業務の受託事業者が確保することとし、LGWAN-ASP に準拠した環境とすること。
- ・ 当該データセンターについて、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP)」の認証を受けている、又は今後認証を受ける方針がデータセンター運営事業者によって表明されているデータセンターとする。
- ・ いずれのシステムもストレスなく稼働する接続環境、稼働環境を整えることとし、システム運用期間中、その状態を確保すること。
- ・ データセンターのセキュリティ対策について、本業務の受託事業者が主体的に行うこととし、システム運用期間中においてもその体制を確保すること。
- ・ 電子請求書システムとのデータ連携等に係るインターネット外部サービスとの結合接続点のセキュリティ対策について、本業務の受託事業者の責任において行うこととし、システム運用期間中においてもその体制を確保すること。

3.4 動作環境

- ・ クライアントパソコン及びプリンタ（複合機）は、現在、LGWAN 接続系 LAN に接続されている既存の機器を使用することとし、これ以外のシステムの安定稼働に必要なハードウェア・周辺機器等についても、導入設置、設定まで行うこと。
- ・ データセンターとの接続は、既存の本市 LGWAN 接続環境を活用することを想定しており、特段のネットワーク構成の変更は考えていない。本市 LGWAN 接続系 LAN とデータセンター間の通信に係る本市庁内側 FW の設定については、本市側ネットワークとデータセンター側ネットワーク双方のセキュリティを確保した設定とすることとし、本市ネットワーク運用管理者の株式会社システムリサーチと綿密に連携すること。
- ・ システムの利用は、以下の数量を想定しているため、パッケージやアプリケーション等のソフトウェアについて、必要となるライセンス数を準備すること。なお、システムの稼働台数は一定数の増設もあり得ることを想定すること。
- ・ また、通常のプリンタでは出力できない特殊な印刷がある場合は、本市認証印刷システム導入事業者である株式会社さくらケーシーエスと調整の上、対応すること。
- ・ 本市業務システム領域には、本市本番環境に加え、実データによるプレビュー環境も構築すること。プレビュー環境は職員研修に活用できるようにするとともに、バッチ処理等のテスト環境として整備すること。

【LGWAN 接続系接続端末】

約 5 0 0 台

OS : Windows10
CPU : Intel Core i5
メモリ : 8GB
ストレージ : SSD 256GB

※令和7年10月までに Windows11 端末への更新を予定しているが、更新端末の仕様は未定

【プリンタ（複合機）】

[本庁、第2庁舎] 28台

富士フイルムビジネスイノベーション社製 Apeos C5570、C4570

[庁外施設] 未定

※ [本庁、第2庁舎] について、認証印刷システム（(株)シーイーシー社製 SmartSESAME SecurePrint! Suite & MultiScan!）にて入出力制御を行っている。

※ [庁外施設] について、令和7年度に複合機の導入及び認証印刷システムによる入出力制御を実施予定であるが、現在のところ、対象台数未定であり、認証印刷システム管理外となる施設独自導入の複合機を使用することも想定している。

3.5 ユーザーインターフェース

- ・ 職員の誰もが容易に操作することができるシステムであること。
- ・ 繁忙期等であってもレスポンスが低下することなく効率的に作業が行えるシステムであること。
- ・ 操作上、操作員にストレスを感じさせない即応性があること。
- ・ 出先施設においても、操作・機能面で何ら制限がないこと。
- ・ オンライン業務（即時処理）については、職員の端末で直接入出力できること。バッチ処理（一括処理）についても、簡易な手順で実行できること。
- ・ 出力帳票は原則 A 版を基本とするが、極力ペーパーレスを重視したシステムとすること。また、出力時にはプレビューで確認できること。特に、支出命令と請求書等、デジタル化した帳票と基礎資料を同一画面表示することで、効率的なチェック作業に資するインターフェースを有することが望ましい。
- ・ バッチ処理は担当者が簡易な操作で運用できるものとし、バッチ処理の実行にシステム停止が不要であること（締め処理を必要とし、異動完了を条件とする処理は除く）。
- ・ 財務会計システムのデータを画面上のボタンにより容易に表計算ソフト等に取り出すことができ、データの加工、編集、グラフ化ができること。

3.6 データ移行

- ・ 構築対象業務システムの稼働に必要な現行財務会計システムを含む本市既存システムのデータを移行するにあたり、必要となるデータは、本市から原則 CSV ファイルで受渡するものとする。当該 CSV ファイルを基に受託事業者は新しいシステムを構築すること。
- ・ なお、データ移行の範囲は十分協議の上、実施するものとし、現行財務システム運営管理事業者との調整等、次期財務会計システムの稼働までサポートを行うこと。
 - ※ 令和7年度業務については、全て現行財務システムを含む本市既存システムで実施する。
 - ※ 令和8年度当初予算編成・施行から必要となる以下のデータを移行するとともに、以下データ以外のデータについても、新財務会計システムの稼働に必要不可欠のものは移行を行うこと。なお、令和8年度予算編成は令和7年10月頃からの作業予定としているため、そのスケジュールに留意すること。
 - － 令和7年度予算科目と予算額及び予算見積（積算）内容、令和6年度決算額
 - － 債権者データおよび付随する口座情報等
 - － 固定資産台帳データおよび減価償却データ等
 - － 物品台帳データおよび公有財産台帳データ等
 - － 財務書類（平成28年度から令和7年度分）
 - － 起債台帳（公債台帳）データ等
 - － 源泉徴収データ（新システム稼働前の令和8年1月分～3月分）
- ・ 本市稼働の現行財務システムは次のとおり。
 - （現行システム）
 - IPKnowledge 財務会計システム（V2）
 - 導入事業者：株式会社さくらケーシーエス
 - 公会計システム（PPP）
 - 導入事業者：株式会社システムディ

4 システム構築期間

構築対象業務システムの構築期間を次のように想定している。

受託事業者は、契約締結時から各システム稼働予定時期までの期間において、システム的设计、開発、データ移行等を行い、システムの稼働を可能とすること。また、安全かつ確実にシステム移行ができるようなスケジュール案を提示するとともに、テストや操作研修などについても十分な時間的配慮を行うこと。

(システム構築期間)

契約日(令和7年5月1日予定)から各システムの本稼働日(令和8年4月1日)の2週間前まで

※ただし、令和8年度予算編成(事前準備稼働)に必要なシステム(データ移行)については、本市予算編成作業に影響がない日の1週間前まで

(稼働予定時期)

・財務会計(公会計)システム

令和8年度予算編成(令和7年10月中旬)から事前準備稼働

令和8年度予算執行(令和8年4月1日)から本稼働

・その他サブシステム等

令和8年4月1日の本稼働を想定しているが、詳細については市と受託事業者で協議する。

(物品等の納入設置)

各システム稼働の前日まで(クラウド環境における赤穂市専用領域の構築、払出を含む)

(検認予定日)

本市指定の各システム稼働の2週間前

※検認日の確定は、契約締結時のシステム構築スケジュールの設定の中で決定する。

5 運用保守

- ・ 受託事業者は、システム運用期間において本仕様書の要件を満たす品質・性能等を提供するために、システムの更新及びバージョンアップ等を行い、正常な稼働を保証すること。
- ・ 提供するシステムは、原則24時間365日稼働することができること。ただし、基本稼働時間は、本市の開庁日にあわせて平日8時30分から17時15分とする。
- ・ パッケージシステムのバージョンアップ等のシステム保守作業は、システムの運用に支障の無いよう本市と協議の上、実施すること。
- ・ ハードウェアにおいては、必要となる性能・容量について予測を行い、十分な性能・容量をあらかじめ確保すること。
- ・ システム障害等、性能及び品質が満たされない事象が発生した場合は、速やかに本市へ報告し、協力的かつ速やかに問題の解決を行うこと。
- ・ 障害発生時は、受託事業者が窓口となり、障害の原因を特定し復旧作業を実施すること。
- ・ 本市からシステムに関する問い合わせを受け付けるための専用のサポート窓口を用意し、

障害等や通常業務対応に係る一次受付対応を行うこと。

- ・ 一次受付後に継続して対応を行う必要がある場合等の本市専属の担当者を設定すること。
- ・ ソフトウェア保守について、軽微な更新はシステムの利用料の範囲で対応すること。なお、通常の保守では更新できない程度の大幅な変更が必要である場合は、別途協議するものとする。
- ・ システムの操作方法等を解説したマニュアル(オンラインマニュアル可)を提供すること。なお、法制度改正やシステムのバージョンアップを行った場合は、変更点の操作マニュアルを提供すること。全職員が行う基本操作や経常的操作については、動画によるものが望ましい。
- ・ 職員研修及び研修資料について、職員が戸惑うことなくシステム運用を行うために研修を実施することとし、人事異動により新たに担当となった職員向けの研修等についても、本市からの要請に応じてシステム運用期間も継続して実施すること。なお、職員研修にかかる会場は本市で用意し、研修資料及び操作練習等に必要環境は受託事業者が準備すること。詳細は、次項職員研修を参照。

6 職員研修

- ・ システムの操作説明書等、職員研修に必要な資料、機材等を準備すること。
- ・ 職員研修に係る会場は、本市本庁舎内会議室を想定し、本市で確保する。
- ・ 職員研修の実施について、システム本稼働前に、財務会計(公会計)システムに係る全職員向け研修及び財務管理部門(財政課及び会計課職員)向け研修を実施するとともに、全職員向け研修は年3回以上、財務管理部門向け研修は本市からの要請(年1回前後を想定)に応じて、毎年継続して行うものとする。
- ・ サブシステムに係る研修については、各システムの業務所管課向けに本市からの要請(年1回前後を想定)に応じて行うものとする。
- ・ なお、職員研修の内容については、システム操作にとどまらず、システム全体の設計思想や、本事業の実施目的である、一貫した財務データの一元管理を起点とした抜本的なBPR(業務改革)と職員の意識改革等、自治体DXの実現に資する内容とすること。
- ・ また、公会計処理の考え方を職員に浸透させるため、簡単な複式簿記に係る研修内容を含むとともに、その説明員は簿記に係る資格を有し、公会計処理に精通する者とする。
- ・ これら継続して行う研修の内容や実施回数については、職員の習熟状況を見ながら見直しを行うこととし、その実施方法についても、オンラインによる実施等を含め、その状況により本市と協議の上、決定することとする。

7 成果物

本業務における成果物は、受託事業者が作成し、本市に提出すること。

成果物の内容については、以下のとおりとする。

- 財務会計（公会計）システム及びサブシステム一式
- プロジェクト計画書
- カスタマイズに係る機能概要書、機能仕様書
- 上記に関するドキュメント類
- 納入機器一覧
- 操作マニュアル（オンラインマニュアル可）
- クライアント設定マニュアル
- 研修資料
- 議事録、課題整理表（進捗状況が確認できるもの）
- その他赤穂市が必要と認める資料

なお、システム導入後にこれらのドキュメント、マニュアル等に変更が生じた場合は、適宜更新資料を提供すること。更新資料作成に関する費用は、システム保守費用に含めること。

8 自治体 DX への対応

本業務は、単なる既存財務会計システムの更新ではなく、業務の目的に掲記の、業務実施を通して、一貫した財務データの一元管理を起点とした抜本的な BPR（業務改革）と職員の意識改革の実現を目指し、本市における自治体 DX 実現の起点とすることとしている。

そのため、本業務の実施にあたっては、システムの更新構築作業はもとより、本市の財務会計処理の現状把握に努め、電子決裁等に対応するための本市規則改正案の提示や他自治体の事例紹介等、BPR（業務改革）の実現に向けた提案を行うなど、本市との協働体制を整備すること。

また、自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画をはじめとする各種デジタル施策への対応等、本市における自治体 DX 施策推進へ継続的に協力すること。

9 見積と支払い条件

「導入費用」と「運用保守費用」を分けて見積もること。

なお、それぞれの費用の積算期間は、業務期間に掲記の「システム構築期間」と「システム運用期間」とすること。

9.1 導入費用

- ・ システム構築期間に必要な費用として、ハードウェア費、パッケージを含むソフトウェア費、導入調整サポート費、セットアップ費、カスタマイズ費、データ移行費、職員研修費、その他システム導入に関する一切の費用を見積もること。
- ・ また、次期財務システムに移行するデータは現行財務会計システムを含む本市既存システムからの抽出を行う必要があるため、現行データの抽出・移行費用についても本見積に含めること。
- ・ 導入費用の支払いに関しては、本市令和7年度予算委託費による支払いを予定している。そのため、このシステム構築期間における費用はシステム導入に必要な費用として整理し、積算すること。
- ・ なお、可能な限り、構築対象業務システム毎に明細を作成し、見積書に添付すること。

9.2 運用保守費用（クラウド利用料）

- ・ システム運用期間に必要な費用として、ハードウェア保守、ソフトウェア保守、障害対応、本市からの問い合わせ対応、パッケージ使用料、パッケージのレベルアップ対応等の維持メンテナンス費用、その他この仕様書で規定している項目の実現に必要な費用等、システム運用保守に必要なすべての費用を含めること。
- ・ システムの保守費用は5年間の長期契約かつ年度毎に支払う（年12回払いを想定）ことを想定しており、システム運用期間の令和8年度から令和12年度の5年間を見積もること。
- ・ なお、本仕様書では、データセンター上でのシステム運用を想定しているため、一括してクラウドシステム利用料として見積も可能であるが、この場合であっても、可能な限り、構築対象業務システム毎に経費明細を作成し、見積書に添付すること。

10 秘密保持

本業務の実施に係り本市から知り得た情報は、本システムの提案、契約、構築、運用の目的以外に使用せず、契約前及び契約終了後を含めて機密情報として保持するとともに、第三者に開示もしくは漏洩しないように必要な措置をとること。

11 その他特記事項について

- ・ 本仕様書に示した要件以外で、特に有効と思われる仕様・機能があれば積極的に提案してください。
- ・ 本業務は、赤穂市行政業務の根幹を担う基盤の更新であるため、地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン等、各種情報セキュリティガイドラインや最新のセキュリティ技術を参考としたシステム構成としてください。
- ・ 本業務実施に係る個人情報及びマイナンバーを含む情報管理体制について、赤穂市情報セキュリティポリシー及び赤穂市保有個人情報等の安全管理に関する基本方針、並びに地方公共団体におけるセキュリティポリシーに関するガイドライン及び番号法等の個人情報保護に関する関係法令、各種ガイドラインを遵守した体制を確保してください。
- ・ 特に、本業務の一部を再委託する場合を含め、受託事業者として安全管理措置に係る体制確保を行うとともに、再委託先事業者への直接の指導、監督、検査を実施し、受託事業者の責任の下に管理監督を徹底してください。
- ・ 本業務の実施に際しては、一貫した財務データの一元管理の実現を目的としており、既存財務システム等の導入事業者との調整が必要となるため、本市への事前調整はもとより、データ移行に係る問題に対して受託事業者が責任をもって主体的に対応するとともに、双方の責任分界点の調整を行う上でも、相手方の業務について積極的な理解に努め、関係者に対し誠意をもって対応してください。
- ・ 既存の赤穂市庁内ネットワーク及びLGWAN回線の活用を想定しているため、本市ネットワーク運用管理事業者（株式会社システムリサーチ）との連携を行うこととし、本市への事前調整はもとより、各事案に対して受託事業者が責任をもって主体的に対応するとともに、双方の責任分界点の調整を行う上でも、相手方の業務について積極的な理解に努め、関係者に対し誠意をもって対応してください。
- ・ 前2項について、システム導入作業時のみならず、システム稼働後の保守運用作業時と同様の対応願います。また、本業務の一部を再委託する場合も、その再委託先以降の事業者について同様に対応することとし、受託事業者において指導監督を徹底してください。
- ・ 本業務履行においては、各種関係諸法令の遵守は当然のこととして、主体性をもって本事業に携わるとともに、本市及び本市契約の他社事業者との協力的な関係が構築できないと見込まれる場合はご辞退願います。
- ・ 本仕様書に定めのない事項については、別途協議のうえ、定めることとします。